

## 平成20年度市・県民税改正のお知らせ Ⅱ 控除の改正と創設・非課税措置の廃止 Ⅱ

### ● 損害保険料控除の改正と地震保険料控除の創設

損害保険料控除を改正し、地震保険料控除制度が創設され、地震保険料等支払額の2分の1に相当する金額（最高二万五千元）が所得控除されます。これに伴い、従来は損害保険

料控除は原則として廃止されますが、平成18年末までに締結した長期損害保険契約に係る保険料については、従前どおりの長期損害保険料控除（最高1万円）を適用できます。

長期損害保険料に係る経過措置と、地震保険料控除を併用する場合は、合わせて最高二万五千元の控除が受けられます。

### ● 高齢者に対する非課税措置の廃止

年齢65歳以上の人のうち、前年中の合計所得金額が125万円以下の人に対する市・県民税の非課税措置が廃止されます。

## 税源移譲時の所得変動に伴う 市・県民税の減額措置について

平成18年分の所得税が課税された方（分離課税除く）で、平成19年中に退職や廃業等により収入が激減し、平成19年分所得税が非課税（分離課税含む）となった場合、平成19年

より実施された税源移譲による所得税の税負担の軽減を受けられず、市・県民税の税負担の増加の影響のみを受けることとなります。

※平成19年中に亡くなられた方、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この減額措置は適用されません。

※寄付金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この減額措置は適用されません。

結果につきましては、審査終了後に通知いたします。

● 申告期間  
平成20年7月1日から31日までの午前9時から午後5時まで（土・日曜日、祝日は除く）

● 申告方法  
本市での申告対象者は、平成19年1月1日現在において本市在住で、平成19年度市・県民税が本市で課税された方のみとなります。（減額申告書につきましては、市役所税務課市民係窓口、または小松島市ホーム

● 申告会場  
市役所4階小会議室

● お問い合わせは、税務課市民係（市役所1階 ☎ 32・3821）まで。

● お問い合わせは、市役所税務課市民係窓口、または小松島市ホーム

● お問い合わせは、税務課市民係（市役所1階 ☎ 32・3821）まで。

● お問い合わせは、市保健センター（小松島町字新港9-10 ☎ 32・3551）まで。

### 税務署からのお知らせ

相続税・贈与税がかかる土地などの評価に用いる平成20年分の路線価図等の閲覧は7月1日（火）からを予定しています。

○ 国税庁ホームページの「路線価図等の閲覧コーナー」では、全国の過去3年分の路線価図等がご覧になれます。

路線価図等は、ご自宅などで

インターネットにより閲覧できます。

○ 全国の国税局・税務署のパソコンでも閲覧できます。混雑時には、お待ちいただく場合があります。

○ 国税局・税務署では、IT化・ペーパーレス化を進めています。本年から、路線価図等（冊子）を備え付けませんので、ご了承ください。

税に関する情報は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

お問い合わせは、徳島税務署（徳島市幸町 ☎ 088・622・4131）まで。

健康こまつしま21評価のためのアンケート  
調査ご返送のお願い Ⅱ 6月20日まで Ⅱ

対象に選ばれた方にお送りしています「健康こまつしま21評価のためのアンケート調査」の返送期間が、6月20日（金）までとなっています。ご返送いただいていない方は、早めにご投函くださいますようお願いいたします。

お問い合わせは、市保健センター（小松島町字新港9-10 ☎ 32・3551）まで。